

兵庫県議会議員選挙と明石市長・明石市議会議員選挙 期日前投票所投票立会人募集

市選挙管理委員会事務局(TEL918-5062 FAX918-5122)

4月9日執行予定の兵庫県議会議員選挙と4月23日執行予定の明石市長・明石市議会議員選挙の期日前投票所投票立会人を募集します。

応募資格／市内に住所があり、選挙権のある人

募集人数／各期日前投票所で1日あたり2人

場所・日時／

▶市役所、大久保・魚住・二見市民センター

県議選=4月1日～8日、市長・市議選=4月17日～22日、いずれも午前8時30分～午後8時

▶パピオスあかし

県議選=4月1日～8日、市長・市議選=4月17日～22日、いずれも午前9時～午後8時

▶イオン明石ショッピングセンター、イトーヨーカドー明石店

県議選=4月1日・2日・8日、市長・市議選=4月20日～22日、いずれも午前10時～午後8時

※場所は希望する投票所を1か所のみ選択、複数日応募可、報酬は後日振り込み

申し込み／2月22日(必着)までに、申込書(市ホームページに掲載、同事務局・各市民センター・サービスコーナーで配布)に必要事項を記入し、持参または郵送、ファクシミリで同事務局(〒673-8686 市役所本庁舎5階)へ。応募多数時抽選

寝たきり要介護者のおむつ代医療費控除 必要書類の交付

高齢者総合支援室審査係(TEL918-5091 FAX919-4060)

6か月以上寝たきりで、医師におむつの必要性を認められた人のおむつ代は、確定申告で医療費控除の対象になります。申告には医師の「おむつ使用証明書」が必要ですが、介護保険の要介護認定を受け、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、医師の同意があるなどの一定の要件にあってはまれば、医師の証明に代わる書類を市が発行できます。詳しくはお問い合わせを。

オレンジサポーター(認知症サポーター)養成講座 オンライン開催 参加者募集

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族への対応を学ぶための講座を、オンラインで開催します。



日時／①2月28日(火) ②3月13日(月) **第1部**=午前10時～11時30分 **第2部**=午後2時～3時30分 **いずれも対象**／市内在住・在勤の人 **費用**／無料 **申し込み**／①は2月24日、②は3月9日までに、電話またはファクシミリ、メール(講座名・参加希望日と時間・住所・氏名・年齢・電話番号・メールアドレスを記入)で高齢者総合支援室高年福祉係(TEL918-5288 FAX918-5106)kourei-fukushi@city.akashi.lg.jp)へ

4月から利用できる 障害者優待乗車券を交付

障害福祉課(TEL918-5160 FAX918-5244)

令和5年4月から新たに対象となる人など、申請が必要な人には2月10日ごろに申請書を郵送します。必要事項を記入し、申請書を返送してください。

内容／次の①～③から1つ選択

①バス共通優待乗車証(介護付き)

②福祉タクシー利用券

③単独バス共通特別乗車証(本人のみ)

※優待乗車券は3月下旬に郵送予定。対象となる障害種別・程度により選択できない場合あり。敬老優待乗車券や高齢者通院支援タクシー利用券との重複交付不可

申し込み／2月22日(必着)までに必要事項を記入し、同課(〒673-8686 市役所本庁舎1階)へ返送 ※令和4年度に交付済の人は申請書の提出不要。令和4年度に交付された乗車券と異なるものを希望する人は同課までご連絡を。また、精神障害者保健福祉手帳の有効期限が過ぎていて、更新の手続きをしていない人は交付対象にならないため、更新の手続きをしてください

一緒に活動しませんか 「地域活動支援センター事業」受講生募集

期間／4月～来年3月 場所／総合福祉センター

内容／童謡唱歌、英会話、陶芸、体操など19教室

対象／身体障害者手帳を持つ市民 定員／各15人程度

費用／無料(材料費など実費) **申し込み**／2月17日までに同センター(TEL918-5660 FAX918-5661)窓口へ。 ※引き続きの利用希望者も再度申し込みが必要

小・中学校の入学通知書は届いていますか

教育企画室総務担当(TEL918-5054 FAX918-5111)

4月に小・中学校へ入学する児童生徒の保護者を対象に、教育委員会から入学通知書を郵送しています(市内での転居、市外からの転入の際には随時郵送)。入学通知書の未着、紛失・破損があれば、同担当へご連絡ください。また、指定学校に就学できない特別な事情があるときは、学校を変更する申し立てをすることができます。詳しくはお問い合わせを。

確定申告会場のお知らせ 2/16～3/15

明石税務署(TEL921-2261)

日時／2月16日(木)～3月15日(水) 午前9時～午後4時 ※土・日曜日・祝日を除く、ただし2月19日(日)・26日(日)は開設 **場所**／明石税務署(田町1-12-1) ※税務署の駐車場は確定申告の間閉鎖していますので公共交通機関で来場を。筆記用具・計算用具が必要。感染症対策のため、入口で入場整理券の配布を行います。また早めに受付終了する場合あり。来署相談を希望する人は、LINE「国税庁」から整理券の事前発行が可能のため、ご利用を

▶パソコン・スマホから自宅で確定申告を!

国税庁ホームページで申告書の作成・送信ができます。郵送も可。感染症拡大防止のため、自宅での申告書作成にご協力ください。



税の申告を受け付け 3/15まで お問い合わせ／市民税課

(TEL918-5013 FAX918-5104)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送での申告を推奨します

市・県民税の申告期限は、3月15日です。令和4年度の市・県民税の申告書を提出された人については、令和5年度の申告書を2月1日に発送します。また市ホームページでも申告書の作成が可能になりましたので、ご利用ください。



【市役所相談窓口】

日時／2月1日(水)～3月15日(水)午前8時55分～正午、午後1時～5時40分(土・日曜日、祝日除く)

場所／市民税課窓口(西庁舎1階1番窓口)

【出張申告相談会場】

場所・日時／

①あかし総合窓口=2月9日(木)、10日(金)

②大久保市民センター=2月21日(火)、22日(水)

③魚住市民センター=2月14日(火)、15日(水)

④二見市民センター=2月7日(火)、8日(水)

いずれも午前9時30分～正午、午後1時～4時 ※氏名が「あ」行～「さ」行の人は午前、「た」行～「わ」行の人は午後にお越しください。また、市役所・あかし総合窓口・各市民センターでの確定申告書の預かりや確定申告相談は行いませんのでご注意ください。 ※窓口に来られる際は公共交通機関をご利用ください

◆ご注意ください◆

▶公的年金などの源泉徴収票に記載されていない社会保険料(個人納付の国民健康保険料、国民年金保険料など)や生命保険料、地震保険料の支払いがある場合には、申告により控除される場合があります。

▶ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人が確定申告や市・県民税の申告を行った場合、特例制度が無効になります。申告する場合は、ふるさと納税についても申告が必要です。

▶医療費控除を申告する場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書では、医療費控除の申告はできません。なお、健康保険組合などから発行された医療費通知(医療費のお知らせ)を添付すると、明細書の記入を一部省略できます。

令和5年1月1日現在、市内に住居し、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。(所得税の確定申告書を提出する場合は除く) ①営業・農業・不動産・配当(上場株式などに係る申告不要制度を選択した場合は除く)・一時・雑・譲渡などの所得があった人 ②給与所得者で、勤務先から給与支払報告書が明石市に提出されていない人や、給与以外の所得があった人(給与以外の所得が20万円以下の人は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市・県民税の申告が必要です) ③公的年金などの受給者で、ほかに所得があった人(公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市・県民税の申告が必要です)